

平成28年第4回竹原市議会定例会議事日程 第5号

平成28年12月20日(火) 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第53号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について(総務文教)
- 日程第 2 議案第54号 竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案(総務文教)
- 日程第 3 議案第55号 地方自治法第207条等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 4 議案第56号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 5 議案第57号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 6 議案第58号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 7 議案第59号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 8 議案第60号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第 9 議案第61号 竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案(総務文教)
- 日程第10 議案第62号 平成28年度竹原市一般会計補正予算(第3号)(総務文教)
- 日程第11 議案第65号 平成28年度竹原市水道事業会計補正予算(第1号)(総務文教)
- 日程第12 議案第63号 平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(民生都市建設)
- 日程第13 議案第64号 平成28年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)(民生都市建設)
- 日程第14 議員派遣について

日程第 15 閉会中継続審査（調査）について（2 常任委員会）

平成28年12月20日開議

(平成28年12月20日)

議席順	氏名	出席
1	今田佳男	出席
2	竹橋和彦	出席
3	山元経穂	出席
4	高重洋介	出席
5	堀越賢二	出席
6	川本 円	出席
7	井上美津子	出席
8	大川弘雄	出席
9	道法知江	出席
10	宮原忠行	出席
11	北元 豊	出席
12	宇野武則	出席
13	松本 進	出席
14	脇本茂紀	出席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西口広崇

議会事務局次長 住田昭徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	谷 岡 亨	出 席
企 画 振 興 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	欠 席
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
選挙管理委員会事務局長	広 近 隆 幸	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第5を配付致しております。この日程表のとおり会議を進めます。

---

日程第1～日程第11

議長（道法知江君） 日程第1，議案第53号広島縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島縣市町総合事務組合規約の変更についてから日程第11，議案第65号平成28年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）の11件を一括議題と致します。

本件は総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 平成28年12月15日付。

宛て、竹原市議会議長道法知江様。

報告する者、総務文教常任委員長山元経穂。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、12月8日、12月15日の2日間にわたり慎重審議を行った結果下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告致します。

記

議案第53号広島縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島縣市町総合事務組合規約の変更について、原案可決。

議案第54号竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案，原案可決。

議案第55号地方自治法第207条等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第57号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第58号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第59号竹原市税条例等の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第60号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第61号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案，原案可決。

議案第62号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第3号），原案可決。

議案第65号平成28年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号），原案可決。

なお，全て全会一致によるものであります。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって委員長報告に対する一括質疑を終結致します。

これより順次討論，採決致します。

議案第53号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 全員起立であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号竹原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第54号に反対したいと思います。

昨年の農業委員会等に関する法律改定によって、これまでの竹原市農業委員会の性格と位置づけが抜本的に改悪されています。

その第1は、同法第1条の、法の目的から農民の地位の向上、これが削除されていること。

2つ目には、農業委員の選出方法がこれまでの公選制、いわゆる選挙等から市長の任命制に変えられていることであります。公選制は、農家の代表機関として農業委員会の性格を保障する基本的な制度でした。農地の所有者や耕作者から委員が信任され、その意見を農地行政や農業振興に反映させる上でも不可欠とされてきたものであります。さらに、構成委員とは別に農協、農業協同組合、土地改良区の代表等からの選任される委員も廃止されています。これらの改悪は民主主義の重大な後退であると考えます。

第3には、農業委員会の所掌事務から、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、他の行政庁への建議等が削除されていることです。意見の公表、建議は多くの市町村で自治体への農業振興策の提案、政府への意見書の提出など、農業委員会が農民の声を代弁する重要な役割を果たしてきました。法文からこの削除は、この役割を実質的に否定するものであると考えます。

第4には、農地利用最適化推進委員が新設されておりますけれども、農業委員会はこれまで農地移動、転用の許可等の合議体としての決定行為と、地域における現場活動を一体的に取り組んできました。これを切り離し、農業委員の定数も大幅に減員して、これまでの役割を大幅に後退させていることでもあります。

最後に、農業委員、推進委員の選出が公選等から市長の任命制度に変わりました。任命に当たっては様々な要件が課せられています。農業者等から候補者の推薦及び募集を行い、その情報を公表し、結果を尊重すること、また任命過程の公平性及び透明性の確保等々、義務づけられた内容の実行を強く求めておきたいと思えます。

以上の理由でこの議案に反対します。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 私は、議案第54号に賛成の立場から討論させていただきます。

農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、これは担い手への集積、集約

化，耕作放棄地の発生防止，解消，新規参入の促進，これらをよりよく果たせるようにするため，地域割りされた14名の農地利用最適化推進委員によりそれぞれの担当地域において現地活動が実施され，それらの報告は，農業委員会において意見を述べることにより農地利用の最適化の推進のための指針の策定や変更において農業委員としっかりと連携が図られるものであります。また，農地の権利移動の許可や農用地利用集積計画の決定時や農地転用許可に当たって具申すべき意見の決定時においても，希望すれば推進委員が出席することができたり推進委員の出席を求めたりできることから，双方が連携しやすい，そういった状況にあり，冒頭述べました，主たる使命の達成のため有効であると考えられることから，私は賛成の討論をさせていただきました。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号地方自治法第207条等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので，順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は，議案第55号についても反対をします。

反対理由は，さきの議案第54号との関連で出された議案でありまして，さきの反対討論と同様の趣旨をもって理由と致します。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第57号に反対します。

この議案の内容は、議員の期末手当を増額するというものであります。竹原市報酬審議会を開く条件が議員の報酬、すなわち月額給与、この増減を変更する時であり、期末手当の増額は変更にあたらない、こういった市の説明に私は大変驚きました。今市民の暮らし、生活や働く人の経済状況を考える時に、市の報酬審議会をきちんと開いて市民の声や意見を十分に反映させるべきであります。市民の声を聞かないで期末手当の増額は許されるべきではない、これが私の反対理由であります。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、この議案第58号、すなわち市長や副市長、教育長の期末手当を増額する議案、これに反対を致します。

反対理由としては、さきの議案第57号と同様の理由でありますけれども、市民の声を聞かないで、お手盛りといわれる期末手当の増額は決して許されるべきではないということをつけ加えておきたいというふうに思います。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号竹原市税条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第61号竹原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号平成28年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号平成28年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第65号水道事業会計補正予算（第1号）に反対をしたいと思います。

反対の最大の理由は、さきの6月定例会で水道料金が当面29%の値上げ、10年後には約50%弱にまでの大幅な値上げが多数決で決定されました。この水道料金の大幅値上げに伴う水道使用料金1億375万円がこの補正予算に計上されていることでもあります。

6月市議会の反対討論でも述べましたけれども、この水道料金の大幅値上げによる市民生活の影響は深刻な事態だと私は考えています。

改定後の水道料金は、1カ月の基本料金を一般用は606円から680円に値上げする。逆に工業用水は1万3,026円が680円に、逆に大幅に値下げをする。また、改

定後の従量料金は工業用の区分を廃止し、一般用と同じく1から8立方メートルは50円としました。この料金改定は、公平な料金負担とは言えません。市民の命に関わる飲料水、生活水と企業の営業活動を同列に置いて、市民の水道料金を大幅に値上げすることなど決して許されるものではありません。

また、平成28年度から平成46年度までの投資計画、長期事業計画は、法定耐用年数を機械的に適用して約133億円の総費用が試算され、長寿命化の施策や整備内容の精査で約74億円に縮減されていますが、実効性のある合理的な精査をこの場で強く求めておきたいと思います。

さらに、竹原市自己水源の活用が適正に行われておりません。2015年度の取水計画を見ると、県用水受水量は削減しないで、市内自己水源を4,620立方メートル、日量です、21.27%も削減しています。市内の貴重な資源、市民の宝というべき竹原市の地下水源を無駄にしています。広島県用水の受水費は、2016年度の予算で2億673万6,000円です。水道事業費8億4万9,000円の25.8%をこの県用水が占めています。過大な水道事業費の負担である県用水は、即刻廃止に向けた取組を再度この場で求めます。この県用水受水費問題が解決され、竹原工業団地の水源確保に伴う政策的判断と同様に一般財源から充当すれば、このような大幅な水道料金の値上げは全く必要ありません。

以上の理由で、私は議案第65号、水道料金1億数百万円を計上する補正予算に強く反対をしたいと思います。

議長（道法知江君） 5番堀越賢二議員。

5番（堀越賢二君） 私は、議案第65号平成28年度竹原市水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の立場から討論をさせていただきます。

水道事業経営審議会において、将来にわたって安心・安全な水の供給と、次世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を行うための長期的視点での収支計画を立て、効率的な事業運営に努めながら施設の整備、更新を計画的に行っていくためには料金改定はやむを得ないという答申が示され、平成28年第2回定例会において議案第35号が審議、可決されました。その結果、平成28年10月1日からの水道料金改定により給水収益として1億375万円が計上されました。市民の皆様には、改定により負担増をして頂いているところではありますが、それらにより、現在までに布設され更新時期を迎えている水道管や施設、整備等の長寿命化対策や耐震化などの施設の機能強化を計画的に進めていくこ

とができます。また、連絡管の整備として、自己水源系と県用水系の2系統を有効に利用し、災害時等の安定給水を図るため相互連絡管の整備を進めることで、相互の水運用の範囲を拡大し、対応能力の向上を図ることもできます。大規模な災害時においても、安心・安全でおいしい水の供給のために、しっかりとした計画のもと事業が推進されることから、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12・日程第13

議長（道法知江君） 日程第12、議案第63号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第13、議案第64号平成28年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題と致します。

本件は民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

10番宮原忠行民生都市建設常任委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（宮原忠行君） それでは、民生都市建設委員会委員長報告をさせていただきますと思います。

平成28年第4回定例会における民生都市建設常任委員会への付託案件は、議案第63号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに平成28年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議案であります。

この2議案について、12月9日の詳細審査並びに12月16日の総括質疑を経て、全会一致で原案のとおり可決すべきことと決したことを報告致します。

以上です。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結致します。

これより順次討論，採決致します。

議案第63号平成28年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号），本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 全員起立であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号平成28年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号），本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結致します。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14

議長（道法知江君） 日程第14，議員派遣についての件を議題と致します。

お諮り致します。

質疑，討論を省略して，お手元に配付しておりますとおり，議員派遣については竹原市議会会議規則第167条の規定により決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，議員派遣については別紙のとおり決定致しました。

なお，閉会中に緊急を要する場合は，議長において議員の派遣を決定致しますので，御了承願います。

---

#### 日程第15

議長（道法知江君） 日程第15，閉会中の継続審査（調査）についてを議題と致します。

お手元に配付致しておりますとおり，各常任委員会委員長から，会議規則第111条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮り致します。

それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに致したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮り致します。

議決されました各案件につきまして，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定致しました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了致しました。

この際、吉田市長から閉会に当たり挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（吉田 基君） 一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、今次定例会開会以来、提出させて頂きました議案に対し慎重な御審議を頂き、議了賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

我が国では、本格的な人口減少の時代を迎えており、少子高齢化に対応した持続可能な社会を構築していくことが喫緊の課題となっている中で、本市におきましては、新しい人の流れをつくり若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる施策に重点的に取り組んでいるところでございます。

こうした中で、各種観光施策に取り組むとともに、子育て世代包括支援センターの開設や妊婦健診の再開といった医療、福祉体制の充実を図ってまいりました。これまでも皆様方の御協力、御尽力を頂く中で各施策を着実に推進することができており、今後におきましても各施策を一層発展させ、全ての世代が住みよさを実感し、住みたい、住み続けたいと思うことができる竹原市となるよう一步一步着実に取り組んでまいりますので、引き続き格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬を迎え、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛頂きまして、輝かしい新年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

議長（道法知江君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

年末を控え、緊急な案件がない限り、本日をもって納めの議会となりました。

去る12月6日に開会し、今期定例会に付議された案件は、議員各位の熱心な御審議によりまして全て議了し、閉会の運びとなりました。議員の皆様はもとより、執行部各位に対し厚く御礼を申し上げます。

近年は、気候変動による災害が予測される中、災害が発生した場合に執行部のみならず議会として議員の行動基準を定める大規模災害対応指針を策定することが必要不可欠であると痛感しております。人口減少、高齢化対策、防災対策、それに連なる地方創生へ挑戦

するためにも、さらに住民の声を吸い上げ、議員力アップで住民に開かれた竹原市議会の見える化を目指してまいりたいと決意をしております。

結びに、来るべき平成29年が平和で実り多い年でありますことを願いますとともに、皆様方におかれましては御健勝にて年越しをされ、輝かしい新春をお迎えになりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶と致します。

これをもって平成28年第4回竹原市議会定例会を閉会致します。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員